

○枚方市都市公園条例施行規則

平成元年 3 月 31 日

規則第 13 号

枚方市都市公園条例施行規則（昭和 49 年枚方市規則第 29 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、枚方市都市公園条例（昭和 49 年枚方市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（園路及び広場の出入口等の基準）

第 1 条の 2 条例第 2 条の 6 第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることがある。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が 150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

（2） 通路は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120センチメートル以上とすることがある。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることがある。

ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることがある。

- へ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - へ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることがある。
- (5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることがある。
 - ロ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ハ 横断勾配は、設けないこと。
 - ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ホ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - へ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(平25規則14・追加)

(屋根付広場の出入口の基準)

第1条の3 条例第2条の7第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることがある。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(平25規則14・追加)

(休憩所の出入口の基準)

第1条の4 条例第2条の8第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることがある。
- (2) 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (4) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 幅は、80センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(平25規則14・追加)

(車椅子使用者用駐車施設の基準)

第1条の5 条例第2条の9第1項の規則で定める数は、駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数とする。

2 条例第2条の9第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(平25規則14・追加)

(便所の基準)

第1条の6 条例第2条の10第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男性用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 条例第2条の10第2項の規則で定める基準は、次に掲げる基準のいずれかとする。

(1) 便所(男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(平25規則14・追加)

第1条の7 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、80センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(ロ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号イ及びホ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

(平25規則14・追加)

第1条の8 前条第1項第1号イからハまで及びホ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第1条の6第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(平25規則14・追加)

(制限行為の許可の申請)

第1条の9 条例第4条第1項の規則で定める事項は、次条第1項第4号(条例第4条第1項第4号に規定する行為をしようとする場合にあっては、次条第1項第5号又は第2項)に定める申請書のとおりとする。

(平25規則14・追加)

(許可申請書の提出)

第2条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び条例の規定により提出すべき許可申請書の様式は、次に定めるところによる。ただし、有料施設(会議室を除く。)の定例的な許可申請に係るものについては、簡易な様式によることができる。

- (1) 法第5条第1項に規定する設置許可申請書 公園施設設置許可申請書(様式第1号)
- (2) 法第5条第1項に規定する管理許可申請書 公園施設管理許可申請書(様式第2号)
- (3) 法第6条第2項に規定する許可申請書 公園占用許可申請書(様式第3号)
- (4) 条例第4条第1項に規定する許可申請書(同項第4号に規定する行為に係るものを除く。) 公園内制限行為許可申請書(様式第4号)
- (5) 条例第4条第1項に規定する許可申請書(同項第4号に規定する行為に係るものに限る。) 有料施設使用許可申請書(様式第5号)
- (6) 条例第12条第2項に規定する許可申請書 有料施設目的外使用許可申請書(様式第6号)
- (7) 法第5条第1項若しくは第6条第3項又は条例第4条第2項若しくは第12条第2項に規定する変更許可申請書 変更許可申請書(様式第7号)

2 前項第1号から第6号までの許可申請書(会議室の使用の許可申請書を除く。)はその行為の開始日の1月前までに、会議室の使用(条例第16条第1項ただし書に規定する活動のための使用に限る。)の許可申請書は使用日の3月前の日以後に、会議室の使用(同項ただし書に規定する活動のための使用を除く。)の許可申請書は使用日の2月前の日以後に、前項ただし書に規定する簡易な許可申請書(以下「簡易許可申請書」という。)は市

長が別に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合における会議室の使用の許可の申請の時期については、別に定めるところによる。
- 4 入場券の発行を受けて王仁公園プールを使用するときは、入場券の授受をもって第2項に規定する手続に代えるものとする。
- 5 第1項第7号の許可申請書は、変更の必要が生じた場合に、速やかに提出しなければならない。

(平16規則65・平25規則14・平26規則28・平26規則114・平28規則41・一部改正)

(運動広場等に係る使用の申請等の特例)

第2条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、住所、氏名その他の事項について市長の登録を受けたものは、インターネットを利用して、王仁公園プール及び会議室以外の有料施設（以下「運動広場等」という。）の使用の許可の申請を行うことができる。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、同項又は前項の規定による運動広場等の使用の許可の申請は、使用日の3月前の日の属する月の22日の午前9時から使用日までの間において行うことができる。この場合における運動広場等の使用の許可を受けるものの決定は、先着順によるものとする。
- 3 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体は、使用日の3月前の日の属する月の初日から20日までの間において、運動広場等の使用の許可の申請を行うことができる。この場合における運動広場等の使用の許可を受けるものの決定は、当該期間内に運動広場等の使用の許可の申請を行ったものによる抽選（当該申請を行ったものが複数いない場合にあっては、当該申請を行ったものとする。）によるものとする。
- 4 第1項の規定による登録を受けたものは、インターネットを利用して、運動広場等の使用の許可の取消しの申出を行うことができる。

(平18規則42・追加、平22規則48・平25規則52・平26規則28・平26規則114・平28規則41・一部改正)

(許可書の交付等)

第3条 市長は、第2条第1項各号の許可申請書若しくは簡易許可申請書の提出又は前条第1項の規定による申請があった場合において、許可したときは、それぞれ所定の許可書を申請者に交付する。

2 運動広場の使用許可に併せて夜間照明設備の使用を許可したときは、前項の許可書のほか、夜間照明用磁気カードを交付する。ただし、既に交付した夜間照明用磁気カードに未使用部分があるときは、この限りでない。

3 第1項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、係員から当該許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（平18規則42・平22規則48・一部改正）

（東部公園野球場等の呼称）

第3条の2 東部公園野球場は、ひらかた東部スタジアムと、鏡伝池緑地は、市民の森と呼称する。

（平26規則114・追加、平28規則41・一部改正）

（有料施設等の供用時間等）

第4条 条例第10条第3項の規則で定める時間は、別表のとおりとする。

2 会議室の定員は、50人とする。ただし、会議室の管理運営上支障がない場合で、指定管理者（条例第23条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に認めるときは、この限りでない。

（平24規則11・全改、平24規則13・平26規則28・平28規則41・一部改正）

（登録の手続）

第5条 次の各号に掲げる登録を受けようとするものは、当該各号に定める申請書又は申込書を市長に提出しなければならない。

（1） 条例第11条第1項の登録及び第2条の2第1項の登録（いずれも運動広場に係るものに限る。） 枚方市運動広場使用団体登録申請書（様式第8号）

（2） 条例第11条第1項の登録及び第2条の2第1項の登録（いずれも野球場に係るものに限る。） 枚方市野球場使用団体登録申請書（様式第9号）

（3） 第2条の2第1項の登録（テニスコート及びバレーボールコートに係るものに限る。） 枚方市テニスコート・バレーボールコート使用者登録申込書（様式第10号）

2 市長は、前項の規定による申請書又は申込書の提出があった場合において、適当であると認めたときは、当該申請書又は当該申込書の提出を行ったものに対し、それぞれ所定の登録証を交付するものとする。

3 前項の登録証の有効期間は、その交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 第2項の登録証の交付を受けているものは、当該申請書又は当該申込書に記載した事

項に変更があったときは、遅滞なく、市長にその旨を申し出なければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、条例第11条第1項の登録及び第2条の2第1項の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(平6規則7・追加、平12規則23・平22規則48・平25規則14・平25規則52・平26規則28・平26規則114・平28規則41・一部改正)

(許可の期間)

第6条 条例第13条の許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で必要と認める期間とする。

- (1) 公園施設を設置し、又は管理する場合 3年
- (2) 公園を占用する場合 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める期間
 - イ 工事用板囲い、足場、詰所その他これらに類するもの 3月
 - ロ イ以外のもの 3年

(平6規則7・旧第5条繰下、平12規則23・一部改正)

(除却した工作物等の保管、返還等の手続)

第6条の2 条例第15条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所及び支所の掲示場とする。

2 条例第15条の3第2項の保管工作物等一覧簿は、様式第11号によるものとする。

3 条例第15条の3第2項の規則で定める場所は、都市公園の管理に関する事務を所管する課とする。

4 条例第15条の5第1項の規定による競争入札の執行及び随意契約の締結の手続は、枚方市契約規則(昭和52年枚方市規則第13号)の例によるものとする。

5 市長は、条例第15条の6の規定により保管工作物等をその所有者等に返還するときは、当該所有者等から受領書(様式第12号)を徴するものとする。

(平16規則65・追加、平22規則48・平25規則52・平26規則114・一部改正)

(規則で定める時間帯)

第6条の3 条例別表第5の1の表東部公園の項の規則で定める時間帯は、午後8時から午後9時までとする。

(平29規則86・追加)

(使用料の算定方法)

第7条 使用料の算定基礎となる単位期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 年を単位とするものにあつては、1年に満たない期間は月割計算(1月に満たな

い端数は、1月とする。)による。

(2) 月を単位とするものにあつては、1月に満たない期間は日割計算(1日に満たない端数は、1日とする。)による。

(3) 日又は時間(運動広場の夜間照明設備利用料金に係るものを除く。)を単位とするものにあつては、当該単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

2 使用料の算定基礎となる面積又は長さの計算については、当該単位面積又は長さに満たない端数は、当該単位面積又は長さとする。

3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(平6規則7・旧第6条繰下、平29規則86・平30規則48・一部改正)

(使用料等の徴収方法)

第8条 使用料は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時期に徴収する。

(1) 許可期間が1年を超えない場合 許可の際(第2条の2第1項の規定による申請を行った者については、使用の開始(当該許可の取消しの申出を行った場合にあつては、当該使用の許可において使用の開始とされていたとき)まで)

(2) 許可期間が1年を超える場合 会計年度ごとに区分し、初年度に係る分は許可の際、次年度以降に係る分は当該年度の当初

2 前項の規定にかかわらず、条例第16条第2項の規定による使用料は、収益の総額が確定した日の翌日から起算して1月以内に徴収するものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める方法により支払わなければならない。

(平6規則7・旧第7条繰下、平18規則42・平22規則39・平26規則5・平30規則48・一部改正)

(使用料等の減免理由及び減免額)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第17条の規定により、使用料のうち当該各号に掲げる額を減免する。

(1) 市内の私立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2号に規定するものをいう。)又は私立保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により設置されたものをいう。)がその目的に適合する活動のために有料施設(会議室を除く。以下この条において同じ。)以外の場所を使用するとき 全額

(2) 自治会等の公共的団体がその目的に適合する活動のために有料施設以外の場所を使用するとき 全額

- (3) 行政と連携して実施する企画事業又はまちづくり事業のために有料施設以外の場所を使用するとき 全額
- (4) 国又は地方公共団体が公用で有料施設以外の場所を使用するとき 全額
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるとき 市長が別に定める額
- 2 条例第23条の4の市長が別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金の額を減額し、又は免除することができることとする。
- (1) 次に掲げる者のうち市内に在住するものが王仁公園プールを使用するとき 全額
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
- ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
- (2) 前号に規定する者の介護をするために王仁公園プールを使用するとき（使用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるときに限る。） 全額
- (3) 次に掲げる者のうち市内に在住するものが王仁公園プールを使用するとき（当該年度において既に3回使用しているときを除く。） 全額
- イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- ロ 枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年枚方市条例第21号）第2条第1項第2号に規定するひとり親家庭の児童
- (4) 第1号イからニまでに該当する者が運転し、又は同乗する自動車を駐車場に駐車させるとき全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき 指定管理者が定める額
- （平6規則7・旧第8条繰下、平24規則11・平25規則14・平28規則41・平30規則48・一部改正）

(使用料の減免手続)

第10条 使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項各号の許可申請書に減免申請理由を記載して、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、第3条の許可書にその旨を記載するものとする。

(平6規則7・旧第9条繰下・一部改正、平30規則48・一部改正)

(使用料等の還付理由及び還付額)

第11条 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第18条ただし書の規定により、既納の使用料のうち当該各号に定める額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を還付する。

(1) 天災その他使用者の責めによらない理由により、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、公園における行為又は有料施設の使用（以下「公園の使用」という。）ができなくなったとき その事実の発生により公園の使用ができなくなった期間に係る使用料の全額

(2) 条例第15条第2項の規定により許可が取り消されたとき 取消しの期間に係る使用料の全額

(3) 公園の使用の開始日の1週間までに、当該許可の取消しを申し出たとき 使用料の全額

2 指定管理者は、第3条第2項の夜間照明用磁気カードに未使用部分がある場合は、当該未使用部分に係る利用料金の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を還付することができることとする。

3 条例第23条の5の市長が別に定める基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「還付する」とあるのは「還付することができることとする」と読み替えるものとする。

(平6規則7・旧第10条繰下、平22規則39・平26規則5・平30規則48・一部改正)

(使用料の還付手続)

第12条 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる期日までに、使用料還付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合 当該事実が発生した日から起算して1月を経過した日

(2) 前条第1項第2号に該当する場合 許可が取り消された日から起算して1月を

経過した日

(3) 前条第1項第3号に該当する場合 許可の取消しを申し出た日

(4) 前条第2項に該当する場合 随時

(平6規則7・旧第11条繰下、平22規則48・平25規則52・平26規則114・一部改正)

(届出書の提出)

第13条 条例第19条第2号及び第3号の規定による届出は、／公園施設の設置(管理)／公園の占用／廃止・原状回復届書(様式第14号)を提出して行うものとする。

(平6規則7・旧第12条繰下、平22規則48・平25規則52・平26規則114・一部改正)

(住所変更等の届出)

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨を市長に届けるものとする。

(1) 住所、氏名又は連絡先(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称若しくは連絡先又は代表者の氏名)を変更したとき。

(2) 法人が合併したとき。

(平6規則7・旧第13条繰下、平12規則23・一部改正)

(指定管理者による管理)

第15条 有料施設(野球場及び会議室を除く。)の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項本文	市長が別に	指定管理者が
第2条第2項ただし書	市長	市長(簡易許可申請書にあっては、指定管理者)
第2条の2第1項、第3条第1項、第5条及び前条	市長	指定管理者
第7条第1項	使用料	利用料金の上限
様式第5号その1及び様式第7号	枚方市長	[許可権者氏名]

2 鏡伝池緑地及び条例第23条の2第1項に規定するみどりの広場の管理についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項本文	市長が別に	指定管理者が
第3条第1項及び前条	市長	指定管理者

様式第4号	枚方市長	[許可権者氏名]
	次のとおり公園使用料	(宛先) 枚方市長 次のとおり公園使用料
様式第7号	枚方市長	[許可権者氏名]

(平26規則28・追加、平26規則114・平28規則41・平30規則48・令2規則14・一部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平6規則7・旧第14条繰下、平26規則28・旧第15条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の枚方市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた申請、許可その他の行為は、この規則の相当規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成された様式については、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

附 則〔平成6年3月16日規則第7号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後に運動広場の使用許可の申請があったものについて適用し、同日前に運動広場の使用許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の枚方市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた申請、許可その他の行為は、改正後の枚方市都市公園条例施行規則の規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。
- 4 旧規則に基づく様式については、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔平成8年6月10日規則第29号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年3月31日規則第23号〕

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月29日規則第47号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成16年12月29日規則第65号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成18年4月1日規則第42号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市都市公園条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後のテニスコート又はバレーボールコートの使用について適用し、同日前のテニスコート又はバレーボールコートの使用については、なお従前の例による。

附 則〔平成22年9月14日規則第39号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市都市公園条例施行規則第8条第2項の規定は、平成23年4月1日以後の公園施設の設置及び管理、公園の占用、公園における行為並びに有料施設の使用について適用し、同日前の公園施設の設置及び管理、公園の占用、公園における行為並びに有料施設の使用については、なお従前の例による。

附 則〔平成22年11月30日規則第48号〕

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成23年4月1日以後の有料施設の使用について適用し、同日前の有料施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の枚方市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条の2第1項の規定による登録を受けたものは、新規則第2条の2第1項の規定による登録を受けたものとみなす。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成24年3月30日規則第11号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年3月30日規則第13号抄〕

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日規則第14号〕

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成25年11月28日規則第52号〕

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則〔平成26年1月21日規則第5号〕

- 1 この規則は、平成26年3月23日から施行する。
- 2 この規則による改正後の枚方市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条第1項及び様式第12号その2の規定は、平成26年4月1日以後における使用について適用し、同日前における使用については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成26年3月31日規則第28号〕

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成26年12月26日規則第114号〕

- 1 この規則は、平成27年4月10日から施行する。
- 2 改正前の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成28年7月20日規則第41号〕

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、同条の規定による改正後の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔平成29年12月28日規則第86号〕

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日

から施行する。

附 則〔平成30年7月26日規則第48号〕

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第11条第2項の規定は、この規則の施行の日前に納付された夜間照明設備使用料については、なおその効力を有する。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市都市公園条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年3月23日規則第14号〕

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第4条関係）

（平24規則11・全改、平26規則114・平28規則41・平29規則86・一部改正）

公園	施設	供用時間		
王仁公園	運動広場	3月16日から	日曜日	午前8時から午後6時まで
		10月31日まで		
		11月1日から	日曜日以外の日	午前8時から午後4時まで
		3月15日まで		
	3月16日から	日曜日以外の日	午前7時から午後9時まで	
	12月15日まで			
12月16日から	日曜日以外の日	午前7時から午後5時まで		
3月15日まで				
プール	プール	休日及び8月	午前9時から午後5時まで	
		12日から同月		
	16日までの日	午前10時から午後5時まで		
上記の日以外	午前10時から午後5時まで			
の日				

	テニスコート	3月から6月	午前7時から午後6時まで	
		まで及び10月		
		7月及び8月	午前6時から午後7時まで	
		9月	午前6時から午後6時まで	
	バレーボールコート	3月から6月	午前7時から午後6時まで	
		まで及び10月		
		7月から9月	午前6時から午後6時まで	
		11月から2月	午前7時から午後5時まで	
まで				
香里ヶ丘中央公園	運動広場	午前8時から午後6時まで		
中の池公園	運動広場	3月16日から	日曜日	午前8時から午後6時まで
		10月31日まで		
	11月1日から	日曜日以外の	午前8時から午後4時まで	
	3月15日まで			
3月16日から	日	午前7時から午後9時まで		
12月15日まで				
12月16日から		午前7時から午後5時まで		
3月15日まで				
東部公園	野球場	午前8時から午後9時まで		
鏡伝池緑地	会議室以外の施設	7月1日から	午前7時15分から午後7時まで	
		8月31日まで		
	上記の日以外	午前9時から午後5時まで		
の日				
	会議室	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで		

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号) に規定する休日をいう。

- 2 夜間照明設備の供用時間は、運動広場にあつては日曜日以外の日の午後5時から午後9時まで、野球場にあつては午後4時から午後9時までとする。

様式第1号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
公 園 施 設 の 設 置 場 所	
公 園 施 設 の 種 類 及 び 数 量	
公園施設の構造	
公 園 施 設 の 設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
公 園 施 設 の 設 置 目 的	
公 園 施 設 の 管 理 方 法	
工事の実施方法	
工事の着手及び 完了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
原状回復の方法	
添 付 書 類	設計書 部 仕様書 部 図面 部
減 免 申 請 欄	次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

様式第2号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
公園施設の場所	
公園施設の 種類及び数量	
公園施設の 管理期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の 管理目的	
公園施設の 管理方法	
減 免 申 請 欄	次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

様式第3号(第2条関係)

公園占用許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり公園の占用の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
占 用 場 所	
占 用 物 件 の 種 類 及 び 数 量	
占 用 期 間	
占 用 目 的	
占 用 物 件 の 管 理 方 法	
設 置 する 物 件 又 は 施 設 の 構 造	
工 事 の 実 施 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	
原 状 回 復 の 方 法	
減 免 申 請 欄	次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

備考 占用期間は、3年以内(工事中板囲い、足場、詰所等は、3月以内)です。

様式第4号(第2条関係)

公園内制限行為許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり公園内制限行為の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 目 的	
使 用 内 容	
減 免 申 請 欄	次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

様式第5号(第2条関係)
その1

No. _____

有料施設(運動広場・野球場)使用許可申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市長

申請者 団体名 _____
氏名 _____
住所 _____
電話 _____
ID番号 _____

次のとおり使用許可を申請します。

使用日時	
使用施設	
使用者区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
備考	

その2

No. _____

有料施設(テニスコート・バレーボールコート)使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

[許可権者氏名]

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
電 話 _____
ID番号 _____

次のとおり使用許可を申請します。

使 用 日 時	
使 用 コ ー ト	
使 用 者 区 分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
備 考	

その3

No. _____

有料施設（会議室）使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

〔許可権者氏名〕

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

次のとおり有料施設（会議室）の使用許可を申請します。

使 用 日 時	
使 用 者 区 分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
使 用 目 的	
使 用 人 数	
備 考	
減 免 申 請 欄	(宛先) 枚方市長 次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

様式第6号(第2条関係)

有料施設目的外使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり有料施設の目的外使用の許可を受けたいので申請します。

公 園 名	
使 用 施 設	
使 用 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 目 的	
設 備 の 変 更 内 容	
原 状 回 復 の 方 法	
減 免 申 請 欄	次のとおり公園使用料の減免を受けたいので申請します。 (減免申請理由)

様式第7号(第2条関係)

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり変更の許可を受けたいので申請します。

公 園 名			
許 可 行 為	公園施設設置 制 限 行 為	公園施設管理 有料施設使用	公園 占 用 目 的 外 使 用
許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
変 更 す る 事 項			
変 更 す る 理 由			

様式第8号(第5条関係)

枚方市運動広場使用団体登録申請書

年 月 日

(宛先)

[登録権者氏名]

申請者 氏 名 _____

電 話 _____

次のとおり登録を申請します。

フリガナ 団 体 名	-----			構成人数	人 (市内 人)
代 表 者	住 所	(〒 —)			
	フリガナ 氏 名	-----	電 話		
	フリガナ 昼間連絡先	-----	電 話		
電子メール アドレス	-----			区 分:	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
パスワード (数字4桁)				主 な 競技種目	

※団体構成員の名簿を添付してください。

様式第9号（第5条関係）

枚方市野球場使用団体登録申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市長

次のとおり登録を申請します。

*フリガナ *団体名	-----			* 構成人数	人 (市内 人)
使用者 (代表者)	住 所	(〒 -)			
	フリガナ 氏 名	-----	電 話		
	フリガナ 昼間連絡先	-----	電 話		
電子メール アドレス				区 分:	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
パスワード (数字4桁)					

※団体の場合は、*印のある欄についても記入し、団体構成員の名簿を添付してください。

様式第 10 号 (第 5 条関係)

枚方市テニスコート・バレーボールコート使用者登録申込書

年 月 日

(宛先)

[登録権者氏名]

次のとおり登録を申し込みます。

使 用 者	住 所	(〒 -)		
	フリガナ 氏 名		電 話	
	フリガナ 昼間連絡先		電 話	
	電子メール アドレス		区 分 : <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	
パスワード (数字 4 桁)				

様式第11号(第6条の2関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保 管 し た 工 作 物 等			保管した工作 物等が放置さ れていた場所	除 却 し た 年 月 日 時	保管を始めた 年 月 日 時	保 管 の 場 所	備 考
	名称又は種類	形状又は特徴	数 量					

様式第12号(第6条の2関係)

年 月 日

受 領 書

(宛先)
枚方市長

返還を受けた者

住 所

ふりがな

氏 名

次のとおり保管工作物等(売却代金)の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

様式第13号(第12条関係)

その1

使 用 料 還 付 請 求 書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

請求者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

次のとおり公園使用料の還付を受けたいので請求します。

公 園 名	
許 可 行 為	公園施設設置 公園施設管理 公園占用 制 限 行 為
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
還 付 請 求 額	円
還 付 請 求 理 由	1 天災その他本人の責めによらない理由により公園の使用ができなかったため (年 月 日～ 年 月 日) 2 公園の工事その他公益上の理由により許可が取り消されたため (年 月 日許可取消し) 3 所定の期限内に許可の取消しを申し出たため 4 その他 ()

様式第14号(第13条関係)

公園施設の設置(管理) 廃止・原状回復届書
公園の占用

年 月 日

(宛先)

枚方市長

申請者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (団体名)	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話	
	連 絡 先		電話

年 月 日付け 第 号で許可を受けた公園施設の設置(管理) 公園の占用

いて、廃止・原状回復したので届け出ます。

公 園 名	
公園施設又は占用物件 の 種 類 及 び 数 量	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止・原状回復年月日	年 月 日
原 状 回 復 の 方 法	

※ 以下は、記入しないでください。

確 認 年 月 日	年 月 日
意 見	

様式第1号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第5号（第2条関係）

（平22規則48・全改、平25規則14・平26規則28・平26規則114・平28規則41・一部改正）

様式第6号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第7号（第2条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・平25規則14・一部改正）

様式第8号（第5条関係）

（平22規則48・全改、平25規則14・平26規則28・一部改正）

様式第9号（第5条関係）

（平26規則114・追加、平28規則41・旧様式第10号繰上・一部改正）

様式第10号（第5条関係）

（平28規則41・追加）

様式第11号（第6条の2関係）

（平16規則65・追加、平22規則48・旧様式第8号の2繰下、平25規則52・旧様式第12号繰上、平26規則114・旧様式第10号繰下）

様式第12号（第6条の2関係）

（平16規則65・追加、平22規則48・旧様式第8号の3繰下、平25規則14・一部改正、平25規則52・旧様式第13号繰上、平26規則114・旧様式第11号繰下、令2規則85・一部改正）

様式第13号（第12条関係）

（平6規則7・全改、平13規則47・一部改正、平22規則48・旧様式第9号繰下、平25規則14・一部改正、平25規則52・旧様式第14号繰上、平26規則5・一部改正、平

26規則114・旧様式第12号繰下・一部改正、平28規則41・平30規則48・一部改正)
様式第14号 (第13条関係)

(平6規則7・全改、平13規則47・一部改正、平22規則48・旧様式第10号繰下、平25規則14・一部改正、平25規則52・旧様式第15号繰上、平26規則114・旧様式第13号繰下)